

平成20年度大気環境の状況について

県及び大気汚染防止法の政令市である横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市及び相模原市は、大気汚染防止法に基づいて、二酸化窒素等の大気汚染物質についての常時監視測定と、ベンゼン等有害大気汚染物質のモニタリング調査を行いました。

1 測定結果の概要

(1) 常時監視測定結果

一般環境大気測定局^{注1)}（以下、「一般局」という。）61局、自動車排出ガス測定局^{注2)}（以下、「自排局」という。）31局、計92局で二酸化窒素等の大気汚染物質の測定を行った。

○ 二酸化窒素

- 測定を行った92局中88局（一般局61、自排局27）で環境基準を達成しており、特に一般局では、平成15年度以降すべての測定局で環境基準を達成している。
- 環境基準非達成局は川崎区池上新田公園前、幸区遠藤町交差点、高津区二子、相模原市淵野辺十字路の自排局4局であった。
- 環境基準の達成率は、95.7%（一般局100%、自排局87.1%）で、平成19年度の97.8%と比べて2.1ポイント低下した（図1）。
- 年平均値は一般局0.020ppm、自排局0.029ppmで、平成19年度（一般局0.021ppm、自排局0.031ppm）より低下した（図2）。

○ 浮遊粒子状物質

- 測定を行った92局（一般局61、自排局31）すべてで長期的評価による環境基準を達成していた（図3）。
- 年平均値は一般局0.025 mg/m³、自排局0.027 mg/m³で、平成19年度（一般局0.026mg/m³、自排局0.029 mg/m³）より低下した。
- 年平均値は長期的に低下傾向にあり、自排局と一般局の差は縮小している（図4）。

○ 光化学オキシダント

- 測定を行った60局（一般局60）すべてで環境基準を達成していなかった。
- 昼間（5時～20時）の日最高1時間値の年平均値は0.046ppmで、平成19年度（0.045ppm）より上昇した（図5）。
- 光化学スモッグ注意報の発令日数は11日で、被害の届出は14名であった（図6）。

○ 二酸化硫黄

- 測定を行った57局（一般局57）すべてで環境基準を達成していた。
- 年平均値の経年推移は、近年はほぼ横ばいの状態である（図7）。

○ 一酸化炭素

- 測定を行った25局（一般局4、自排局21）すべてで環境基準を達成していた。
- 年平均値の経年推移は、一般局はほぼ横ばい、自排局は緩やかな低下傾向にある（図8）。

注1) 一般環境大気測定局:人が常時生活し活動している地域全体の大気環境の状況を常時監視するための測定局で自動車排出ガス測定局以外のもの。市役所などの地域を代表する地点に設置

注2) 自動車排出ガス測定局:自動車走行による排出物質に起因する大気汚染の考えられる交差点、道路及び道路端付近において大気環境の状況を常時監視するための測定局

(2) 有害大気汚染物質^{注3)} モニタリング調査結果

ベンゼン等の炭化水素系物質、アルデヒド類、重金属類等の19物質について測定を行った。

- 環境基準設定物質（4物質）
 - ・ 測定を行った地点（ベンゼンは23地点、他3物質は21地点）すべてで環境基準を達成した。（表1）
 - ・ 年平均値の経年変化は、ベンゼンについては平成9年度以降緩やかな低下傾向にある。他の3物質は、環境基準に比べて低濃度で推移している。（図9～図12）
- 指針値設定物質（7物質）
 - ・ 測定を行った地点（1,3-ブタジエンは23地点、他6物質は21地点）すべてで、健康リスクの低減を図るための指針となる数値を満足した。

2 今後の取組み

(1) 県民等への情報提供

- 今後も大気環境の調査を継続して実施し、県民等への情報提供を行う。

(2) 二酸化窒素、浮遊粒子状物質等の対策

- 固定発生源（工場・事業場）対策として、大気汚染防止法及び県・市で定める条例（以下「条例」という。）に基づき、規制基準の遵守等について徹底を図る。とりわけ、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因となる揮発性有機化合物は、大気汚染防止法に基づく規制が猶予されていた既設事業所についても平成22年度から排出基準が適用されることから、立入検査等を徹底し、さらに自主的な排出抑制の取組の促進も図る。
- 自動車交通環境対策として、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき平成15年7月に策定した総量削減計画により、電気自動車など低公害車の導入促進やエコドライブの普及推進を行う。特に、二酸化窒素の環境基準を達成していない川崎区池上新田公園前測定局周辺の事業者に対して、川崎市と連携してエコドライブの推進等の取組を重点的に要請する。

(3) 有害大気汚染物質の対策

- 有害大気汚染物質を取り扱う工場等の固定発生源に対しては、大気汚染防止法及び条例に基づき、規制指導の一層の徹底を図る。

注3) 有害大気汚染物質:大気汚染による人への健康リスクがある程度高いと考えられる「優先取組物質」22物質(平成8年10月18日中央環境審議会答申)の中で、環境省から測定方法が提示されている19物質。うちベンゼン等の4物質に環境基準、アクリロニトリル等の7物質に指針値が設定

【 図表 】

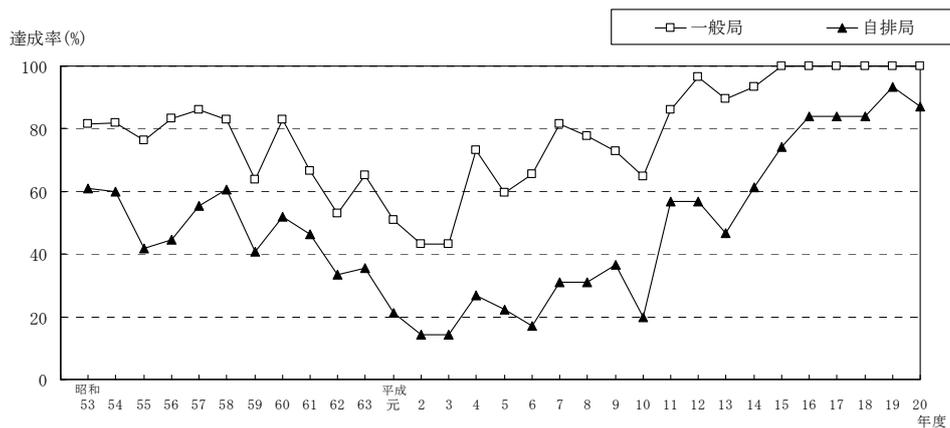


図1 二酸化窒素に係る環境基準達成率の経年推移

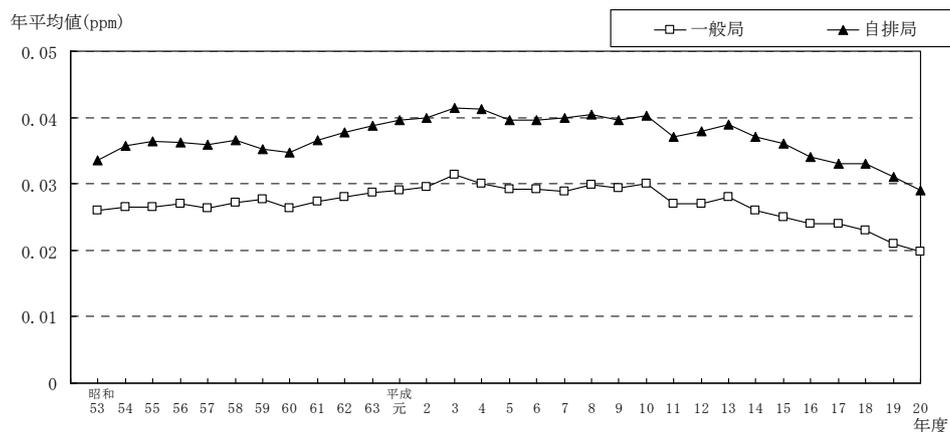


図2 二酸化窒素濃度の年平均値の経年推移

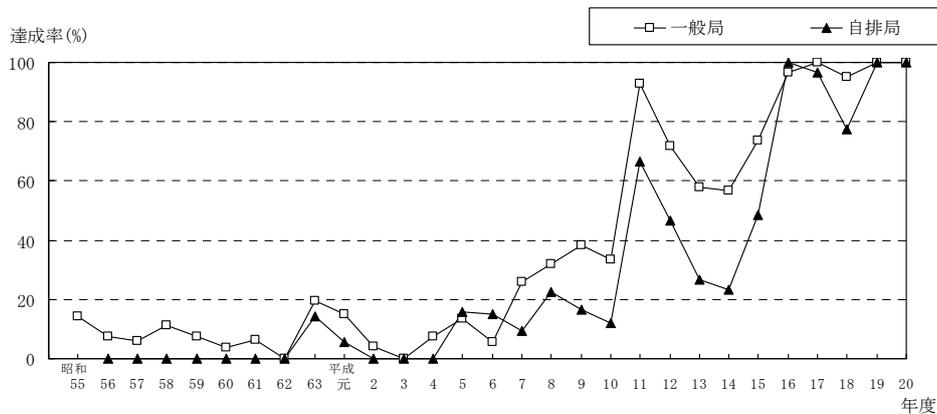


図3 浮遊粒子状物質に係る環境基準（長期評価）達成率の経年推移

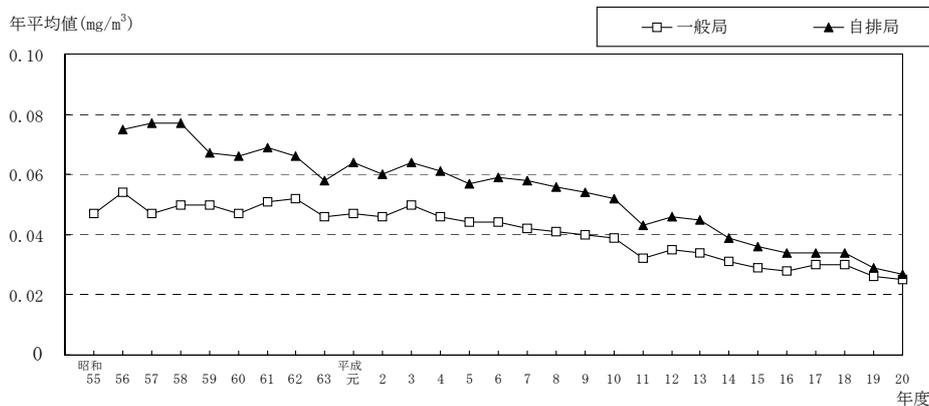


図4 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の経年推移

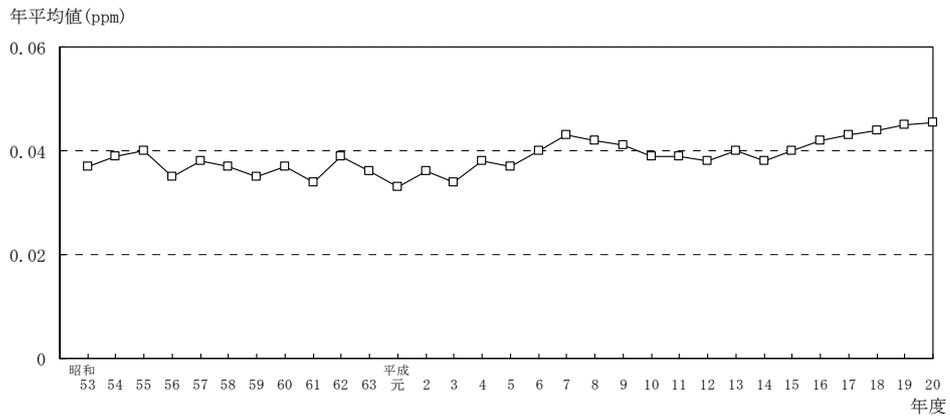


図5 光化学オキシダント濃度（昼間の日最高1時間値の年平均値）の経年推移

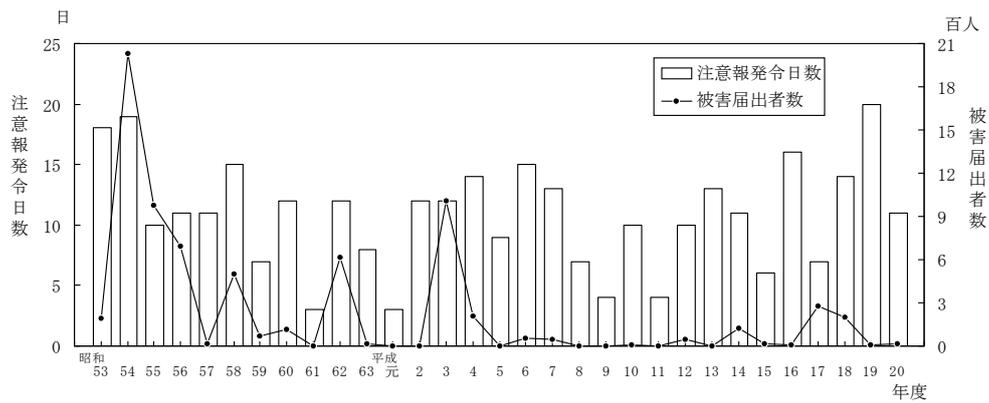


図6 光化学スモッグ注意報発令日数等の経年推移

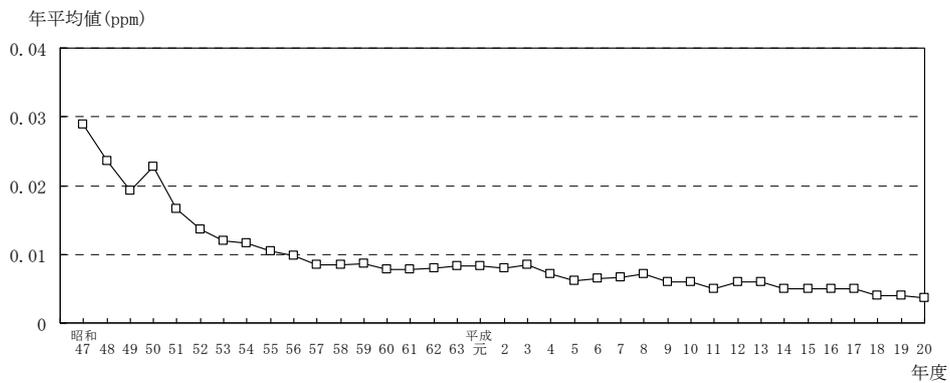


図7 二酸化硫黄濃度の年平均値の経年推移

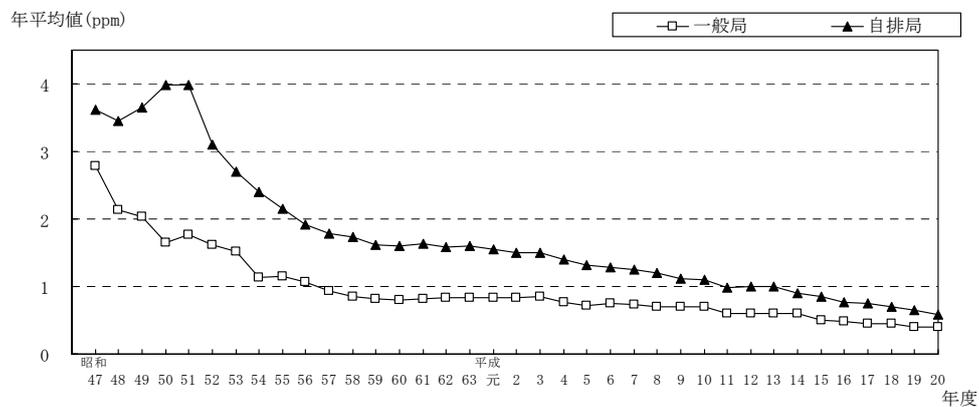


図8 一酸化炭素濃度の年平均値の経年推移

表1 ベンゼン等の環境基準達成状況

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

実施主体	測定地点	地域分類	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		ジクロロメタン	
			環境基準 3	達成 状況	環境基準 200	達成 状況	環境基準 200	達成 状況	環境基準 150	達成 状況
横浜市	緑区三保小学校	一般環境	1.6	○	0.58	○	0.32	○	1.8	○
	鶴見区潮田交流プラザ	固定発生源周辺	1.9	○	0.79	○	0.34	○	2.2	○
	中区本牧	固定発生源周辺	1.6	○	0.58	○	0.27	○	1.4	○
	磯子区滝頭	沿道	2.2	○	0.51	○	0.26	○	1.6	○
	戸塚区矢沢交差点	沿道	1.8	○	0.49	○	0.31	○	2.6	○
川崎市	中原区役所保健福祉センター	一般環境	1.4	○	1.4	○	0.53	○	2.3	○
	登戸小学校	一般環境	1.3	○	0.99	○	0.63	○	2.1	○
	川崎区役所大師分室	固定発生源周辺	2.0	○	1.4	○	0.47	○	2.3	○
	池上新田公園前	沿道	2.4	○	1.4	○	0.49	○	2.6	○
横須賀市	横須賀市職員厚生会館	一般環境	1.3	○	0.54	○	0.11	○	1.2	○
	追浜行政センター分館	固定発生源周辺	1.4	○	0.51	○	0.16	○	1.7	○
平塚市	平塚市役所	一般環境	1.3	○	0.67	○	0.27	○	1.8	○
	旭小学校	一般環境	1.4	○	0.62	○	0.25	○	1.7	○
	八幡小学校	固定発生源周辺	1.5	○	0.77	○	0.40	○	2.0	○
	神田小学校	沿道	1.5	○	1.1	○	0.36	○	2.0	○
藤沢市	藤沢市役所	一般環境	1.1	○	0.55	○	0.24	○	2.7	○
	藤沢橋	沿道	1.7	○	—	—	—	—	—	—
相模原市	相模原市役所	一般環境	1.4	○	0.86	○	0.32	○	2.0	○
神奈川県	小田原市役所	一般環境	0.96	○	0.34	○	0.20	○	3.0	○
	秦野市役所	一般環境	1.1	○	0.49	○	0.21	○	6.0	○
	厚木市役所	一般環境	1.1	○	0.71	○	0.26	○	2.4	○
	鎌倉市大船消防署	固定発生源周辺	1.1	○	0.48	○	0.26	○	2.6	○
	大和市深見台交差点	沿道	1.8	○	—	—	—	—	—	—

注：—印は測定を行っていないことを示す。

環境基準については、「○」は達成を、「×」は非達成を示す。

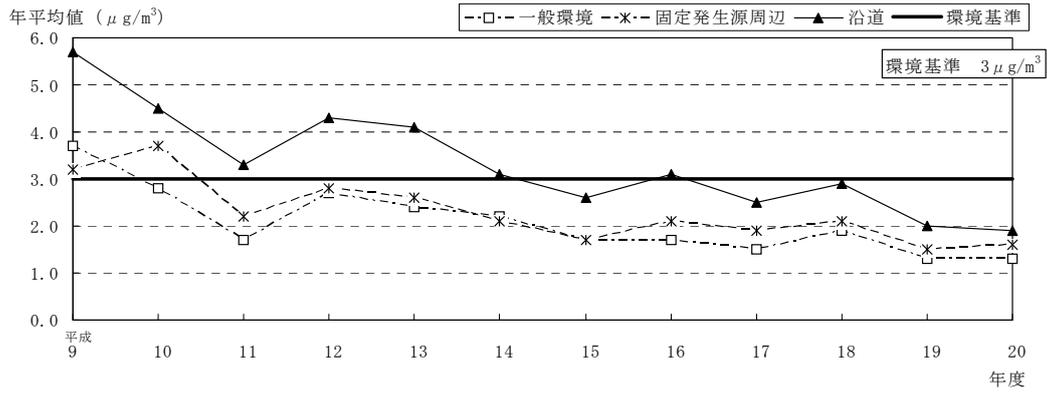


図9 ベンゼンの地域分類ごとの年平均値の経年推移

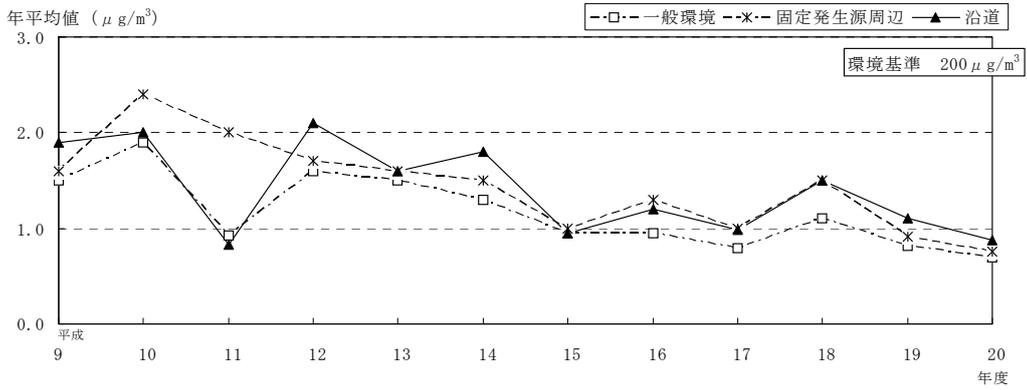


図10 トリクロロエチレンの地域分類ごとの年平均値の経年推移

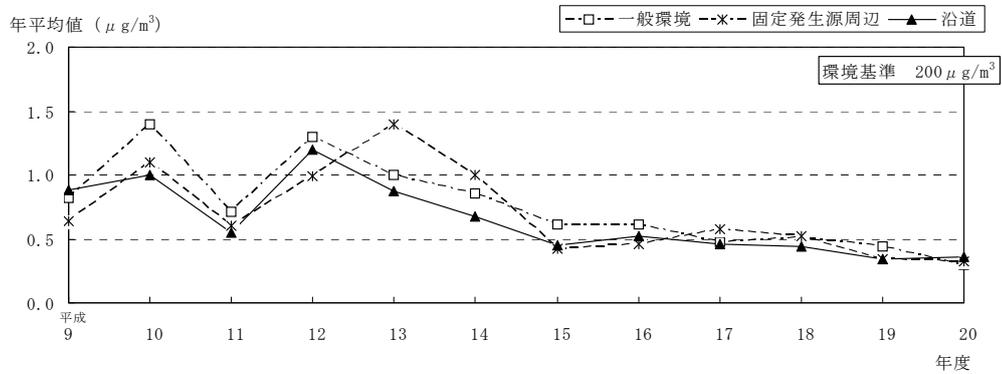


図11 テトラクロロエチレンの地域分類ごとの年平均値の経年推移

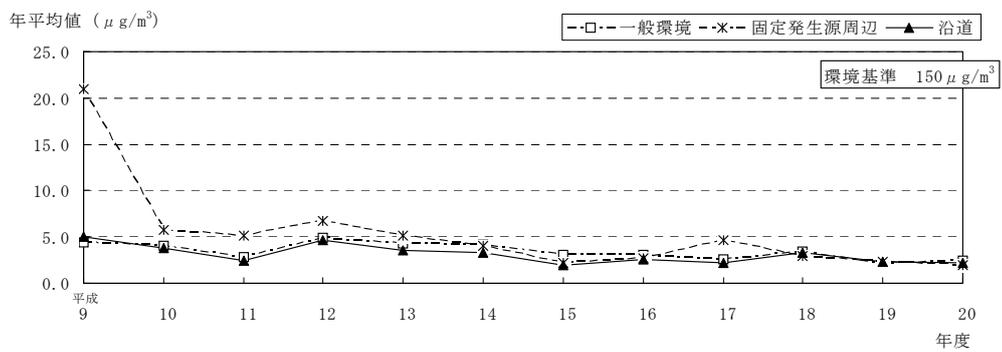


図12 ジクロロメタンの地域分類ごとの年平均値の経年推移

【 参考 】

1 常時監視測定項目に係る環境基準

(1) 環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm 以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm 以下であること。

(2) 評価方法

ア 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。

イ 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成とする。

ウ 光化学オキシダント

1時間値の年間最高値を環境基準と比較して評価を行う。

2 有害大気汚染物質モニタリング調査項目に係る環境基準及び指針値

(1) 環境基準

項 目	環 境 基 準
ベンゼン	年平均値が 0.003mg/m ³ (3 μg/m ³)以下であること。
トリクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ (200 μg/m ³)以下であること。
テトラクロロエチレン	年平均値が 0.2mg/m ³ (200 μg/m ³)以下であること。
ジクロロメタン	年平均値が 0.15mg/m ³ (150 μg/m ³)以下であること。

(2) 指針値*

項 目	指 針 値
アクリロニトリル	年平均値が $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	年平均値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀及びその化合物	年平均値が $0.04 \mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	年平均値が $0.025 \mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	年平均値が $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	年平均値が $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	年平均値が $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

* 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値